

「島根県運転免許センター」案内板設置事業者公募要項

島根県警察本部長が所管する県有財産に案内板（警察行政情報及び企業広告枠が一体となったデジタルサイネージ式案内板。以下同じ。）を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この公募に応募される方は、この公募要項の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 目的

県有財産の一層の有効活用を図り、県の自主財源を確保するとともに、県民サービスの向上に資する。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人、個人及び(3)から(5)の要件を満たす任意団体に限り応募できる。

- (1) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (2) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体でないこと。
- (5) 案内板設置業務について2年以上の実績を有すること。

3 公募を行う事項等

(1) 公募事項

案内板を設置するための県有財産の貸貸借

(2) 貸付場所及び面積等

次の施設のグループの公募を実施する。

【施設名】 島根県運転免許センター

【所在地】 松江市打出町250番地1

グループ	物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等		備考
				幅	奥行	
1	1	1階免許更新窓口柱	0.30m ²	1.00m	0.30m	壁掛式
	2	2階合格発表コーナー	1.04m ²	1.30m	0.80m	自立式

※貸付面積には、転倒防止器具設置部分を含む。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（更新はしない。）

(4) 用途

案内板の設置・運営に限るものとする。

(5) 貸付料

採用された見積額（年額・税抜き）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって、期間中の貸付料とする。

(6) その他の貸付条件等

別添「案内板の設置場所貸付に係る仕様書」のとおり。

4 応募申込手続

(1) 提出書類

公募に参加しようとする場合は、次の書類（各1部）を提出すること。

提出書類	法人	個人	任意団体	様式
応募申込(見積)書	○	○	○	第1号
委任状(注1)	△		△	第2号
登記事項証明書（現在事項全部証明書）(注2)(注3)	○			
住民票の写し(注2)		○		
団体の規約等の写し			○	
誓約書	○	○	○	第3号
役員等名簿	○	○	○	別紙
島根県の未納の徴収金がない旨の証明書(注2)	○	○		
未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書(注2)	○	○		
設置する案内板の概要書(注4)	○	○	○	第4号

(注1) 代理人を定める場合には提出すること。

なお、委任する権限に応じて、第2号の1又は第2号の2を提出すること。

(注2) 発行後3ヶ月以内のものに限る。

(注3) 代表者変更に係る登記が完了していない場合は、株主総会議事録、登記申請受理書その他代表者が交代したことを証する書面を提出し、登記完了後、登記事項証明書を提出すること。

(注4) 案内板のカタログ又は写真・寸法図等の資料を添付すること。

(2) 提出方法

提出期間内に(1)に記載の提出書類を直接持参又は郵送により提出すること。（電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、「島根県運転免許センター案内板設置事業者応募」と明記すること。

(3) 提出先

島根県警察本部警務部会計課管財第一係

（〒690-8510 松江市殿町8番地1） 電話：0852-26-0110（内線2232）

(4) 提出期間

公告の日～令和8年1月22日（木）

（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く毎日9時から12時及び13時から17時までの間に受付。）

(5) 見積金額の記載

応募申込(見積)書に記載する見積金額は年額とし、消費税及び地方消費税を含まない額（税抜価格）を記載すること。

5 見積書の提出

(1) 次のグループの見積合せを行う。

グループ1（物件番号1～2）

(2) 次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

ア 公募に参加できる資格のない者が行った見積

イ 談合その他不正な行為があったと認められる者が行った見積

ウ 金額を訂正した見積

エ 記名のない見積

オ 誤字、脱字、記載漏れ等により意思表示が明確でない見積

カ 同一人が同一物件について2以上の見積をしたもの

6 設置事業者の決定

- (1) 有効な応募申込(見積)書を提出した者であって、県が定めた予定価格以上で最高の価格をもって応募した者を設置事業者とする。
- (2) 最高価格の見積をした者が2者以上あるときは、当該応募者のくじ引きにより設置事業者を決定する。このうち、くじを引かない者があるときは、当該事務に関係のない県の職員にくじを引かせるものとする。なお、くじ引きの日時については別途通知する。
- (3) 設置事業者に決定された者に対し、4(4)の提出期間の末日から起算して10日以内に、設置事業者に決定された旨を書面により通知する。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。
 - ア 正当な理由なく、指定する期日までに契約締結の手続に応じなかった場合。
 - イ 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
 - ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと県が判断したとき

7 契約の締結

- (1) 設置事業者は、県が指定する期日までに別添様式による契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 契約締結に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

8 その他

- (1) 応募申込者数について県に問い合わせがあった場合は、照会された時点の応募申込者数を回答する。
- (2) 応募者数等の応募状況、採用された設置事業者名及び申込(見積)価格等について、県のホームページで公表する場合がある。
- (3) 案内板の設置管理、故障時の対応等の業務を他者に行わせようとする場合は、案内板を設置する日までに当該業務に関する当該他者との委託契約書又は協定書等の写しを警察本部会計課に提出すること。
- (4) 公募に関する質問がある場合は、書面(任意様式)により、令和8年1月13日(火)17時までに、警察本部会計課まで提出すること。質問に対する回答は、令和8年1月16日(金)までに警察本部ホームページに掲載する。
- (5) 参考データは次のとおり。
 - ア 施設の利用可能日数 約290日／年
 - イ 施設の勤務者数 約120人
 - ウ 来庁者数 約77,000人／年